

# ひまぶ 火守りトピックス

No.167 令和2年3月11日(水)掲載

## 春の全国火災予防運動を行いました

3月1日(日)から3月7日(土)まで、春の全国火災予防運動を行いました。

今年の火災予防運動は、新型コロナウイルスの影響のため、規模を縮小し、山火事防止パレードや防災行政無線・消防車両を使用した広報活動を中心に行いました。

山火事防止パレードは、強風や空気の乾燥により山火災が発生しやすくなる時期を前に、防火の意識を高めてもらおうと、岩手南部森林管理署遠野支署や遠野農林振興センター・遠野警察署・遠野地方森林組合・市農林課・遠野市消防団などの関係機関が参加し、山火災予防と森林の保全を呼びかけました。



パレード出発式の様子



令和元年度全国統一防火標語

『ひとつずつ いいね! で確認 火の用心』



## —消防署への届出—

野焼き等を行う際は、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防署に提出してください。

◆提出は、次の①、または②によりお願いします。

- ① 遠野消防署へ電話連絡で伝える。(0198-62-2119)
- ② 遠野消防署(宮守出張所)へ行き、届出書に記入する。

## —火入れの許可—

森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れをする時は、許可を受ける必要があります。火入れをしようとする日の10日前までに、申請してください。

火入れ申請は、市農林課や宮守総合支所・各地区センターで受付できます。

※火入れ申請は、消防署では受付できません。

## —注意・お願い—

- ・風の強い日は行わない。
- ・水バケツなどの消火用具を準備する。
- ・火を着けたら、完全に消火するまで、その場を離れない。
- ・燃え広がってしまったら、すぐに119番通報。

**※消火用具(ジェットシューター)の貸出をしています。  
お気軽にご相談下さい。**